平成２４年（フ）第４５３号
千葉県八千代市米本1359番地米本団地３街区33棟307号
債務者　相島　道子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５２４号
千葉県八千代市勝田台１丁目12番地３―504号
債務者　仁田野ちどり
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５５３号
千葉県八千代市大和田新田45番地１
債務者　菊田　千恵
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８８２号
名古屋市中川区小本本町３丁目193番地　ベストアミティエ102号
債務者　生駒　　敦
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３５号
名古屋市中川区中花町６番地　ファミリア中花201号
債務者　江口　哲也
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３６号
名古屋市中川区中花町６番地　ファミリア中花201号
債務者　江口　千栄
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０９５号
愛知県津島市南本町５丁目52番地　サニーコートＡ棟21号
債務者　原　　達重
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３号
岡山県倉敷市亀島１丁目28番17号　コーポＧｅｎｂａ102
債務者　秋岡　美佳
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
高知市中水道５番16号　シンフォニィ204号、住民票上の住所高知県四万十市下田1253番地
債務者　大塚　一幸
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０７号
高知県長岡郡大豊町川口1137番地３　特定ふるさと住宅２－４号
債務者　森下　雅代
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３４号
福岡県うきは市浮羽町朝田277番地11
債務者　西田亜沙美
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５３９号
東京都小平市小川東町４丁目３番２―115号
債務者　三木　愛子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月９日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１６８号
横浜市鶴見区馬場１丁目６番29号
債務者　東仙　妙子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１７７号
横浜市青葉区しらとり台12番地９　リノス壱番館404号
債務者　古謝由香里
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２０２号
横浜市港南区丸山台１丁目11番４号　丸英ビル301
債務者　上野　庸子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２３２号
横浜市青葉区桂台２丁目19番地14　コーポ松本201
債務者　荒城　　徹
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部